

那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校区単位の新たなコミュニティ施策の展開に関し、小学校区等に設置された校区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)及び校区まちづくり協議会準備会(以下「準備会」という。)並びに協議会又は準備会の設立を目的として活動する地域団体(以下「地域団体」という。)に対する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協議会 共同体意識の形成が可能な小学校区等の一定の地域において、そこに住む市民が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体、企業等とともに、地域での合意形成を図ったうえで、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織をいう。
- (2) 準備会 小学校区等の一定の地域において、地域での合意形成を図ったうえで、地域住民がワークショップ等を行いながら、協議会の設立を目的としている組織をいう。
- (3) 地域団体 協議会又は準備会の設立を目的に、小学校区等の一定の区域において、地域での合意形成を図るために活動する組織をいう。

(対象)

第3条 対象となる団体は、協議会及び準備会並びに地域団体とする。ただし、協議会及び準備会については、次条に掲げる申請を行い、且つ、第6条第1項の認定を受けている団体とする。

(協議会又は準備会の設立の申請)

第4条 協議会又は準備会を設立したときは、那覇市校区まちづくり(協議会・準備会)設立認定申請書(第1号様式)を市長に提出し、その認定を受けるものとする。

(協議会又は準備会の設立要件)

第5条 前条に掲げる協議会の設立の申請は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 対象とする区域を定めていること。
- (2) 当該区域内に在住、在勤若しくは在学する者及び当該区域内において活動する者、団体又は事業者(以下「住民」という。)であれば、原則として誰でも会員になれること。
- (3) 住民相互の連絡、親睦及び環境の整備等良好な地域社会の形成に資するものであること。

(4) 代表者及び役員を選任並びに会議の運営について、民主的な手続が確保されていること。

(5) 次に掲げる事項が定められた会則又は規約を有すること。

ア 目的

イ 名称

ウ 区域

エ 事務所の所在地

オ 構成員の資格に関する事項

カ 代表者に関する事項

キ 会議に関する事項

ク 活動に関する事項

2 前条に掲げる準備会の設立の申請は、次に掲げる事項が定められた趣意書を有すること。

ア 目的

イ 名称

ウ 区域

エ 構成員に関する事項

オ 代表者に関する事項

カ 活動に関する事項

(協議会又は準備会の設立の認定)

第6条 第4条に掲げる協議会又は準備会の認定は、原則として、1校区につき1協議会又は1準備会とし、市長が認定する。市長は、認定の決定をしたときは当該団体に通知するものとする（第2号様式）。

2 協議会又は準備会の認定は、次の要件を満たすものとする。

(1) 当該校区内の自治会、小学校、PT(C)A及びその他各種団体(以下「各種団体等」という。)が、協議会又は準備会の設立の意思があること。

(2) 当該校区内の各種団体等の連携が図られている又は連携が可能なこと。

(3) 当該校区内の各種団体等が当該校区内の課題等を共有し、解決に向けた取組みをする意思があること。

(4) 協議会においては、活動の拠点を有している又は有する目途があること。

3 認定を受けた準備会が協議会を設立する場合は、第4条の規定を準用し、認定を受けるものとする。

(協議会又は準備会の廃止)

第7条 前条に掲げる認定を受けた協議会又は準備会を解散しようとするときは、速やかに、那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）認定廃止届(第8号

様式)を、市長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第8条 第6条に掲げる認定を受けた協議会又は準備会が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は認定を取り消すことができる。

- (1) 当該校区内の各種団体等の連携の意思が図られていない場合。
- (2) 当該校区内の各種団体等が当該校区内の課題等を共有し、解決に向けた取り組みをする意思がない場合。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、協議会又は準備会に対し、那覇市校区まちづくり(協議会・準備会)認定取消し通知書(第12号様式)により通知しなければならない。

(支援)

第9条 市長は、第6条において認定を行った協議会、準備会又は地域団体に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 人的支援 協議会又は準備会の運営及び活動に必要な情報の提供、相談及び助言等
- (2) 財政的支援 次条及び第13条に規定する補助金の交付
- (3) その他の支援 既存の協議会等からのアドバイザーの派遣及び当該派遣に係る謝金の負担等

(協議会に対する補助金の交付)

第10条 市長は、協議会の運営及び活動に関する事業に係る経費の全部又は一部について、那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

2 補助金の交付については、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(協議会に対する補助対象事業)

第11条 前条の補助金の交付対象となる事業は、小学校区等の一定の地域において、そこに住む市民が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体、企業等とともに、地域での合意形成を図ったうえで、身近な地域の課題を話し合い、解決することを目的として実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動に関する事業については、補助金の交付対象としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動
- (2) 宗教の教義を広め、若しくは儀式を行い、又は信者を強化育成する活動
- (3) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動

- (4) 特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動
- (5) その他市長が交付することが適当でないと認める活動
(協議会に対する補助対象経費)

第12条 第10条第1項に掲げる補助金の交付対象となる経費は、原則として次の各号に掲げる費用を除いたものとする。

- (1) 交際費、食糧費、慶弔費、光熱水費、建物等の賃借料等 ただし、食糧費については、会議での飲食や総会終了後の懇親会等、社会通念上、事業の実施に必要と認められる経費は除くものとする。
- (2) その他市長が不相当と認める経費
(準備会に対する補助金の交付)

第13条 市長は、準備会の運営に係る経費の全部又は一部について、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付対象となる運営経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 小学校区等の一定の地域において、そこに住む市民が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体、企業等とともに、地域での合意形成を図ったうえで、身近な地域の課題を話し合うこと等を目的としたワークショップ等にかかる経費。
- (2) その他、特に市長が認める経費
(補助金の額)

第14条 補助金の額は、1協議会又は1準備会に対し各年度で定められた予算の範囲内で必要と認められる額とし、別で定める。

(補助金の申請)

第15条 協議会又は準備会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、那覇市校区まちづくり(協議会・準備会)支援事業補助金交付申請書(第3号様式)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 那覇市校区まちづくり(協議会・準備会)支援事業補助金事業計画書(第4号様式)
- (2) 那覇市校区まちづくり(協議会・準備会)支援事業補助金事業予算書(第5号様式)

2 第6条に掲げる認定を受けた協議会又は準備会が継続する場合における補助金交付申請は、4月末日までに市長に提出しなければならない。また、当該補助開始期間については、4月1日に遡ることができる。

(補助金の交付決定)

第16条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定内容を補助金交付の申請をした者に通知しなければならない（第6号様式）。

（補助金の概算交付）

第17条 協議会又は準備会は、規則第15条第1項ただし書きの規定により、概算交付を受けようとするときは、那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金概算交付申請書（第7号様式）により申請しなければならない。

（状況報告）

第18条 規則第11条に規定する状況報告は、9月30日までの事業の遂行の状況を那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業遂行状況報告書（第9号様式）により、10月31日までに、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第19条 規則第12条に規定する実績報告は、那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金実績報告書（第10号様式）により、申請した年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金実績報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第3項の規定に基づく申請を行う準備会。
- (2) 第7条の規定に基づき届け出する協議会又は準備会。
- (3) 第8条の規定に基づき認定を取り消された協議会又は準備会。

（補助金の額の確定）

第20条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金確定通知書（第11号様式）により、通知するものとする。

（補助金の精算）

第21条 市長は、第16条の規定により事前に概算交付した補助金について、前条により補助金の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、剰余金があるときは、概算交付の申請をした者に剰余金の返納について、期限を定めて命ずるものとする。

（補助金の返還）

第22条 市長は、第8条の規定により認定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（アドバイザーの派遣）

第23条 協議会、準備会又は地域団体が、次に掲げる事項について助言等を求

めるときは、那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業アドバイザー派遣申請書（第13号様式）により、申請するものとする。

- (1) 協議会の運営上の課題及び事業実施上の課題等への助言
- (2) その他協議会又は準備会が必要と認める事項への助言

2 市長は、予算の範囲内において、第9条第3号に掲げるアドバイザーの派遣を決定したときは、那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業アドバイザー派遣決定通知書（第14号様式）により、通知するものとする。

3 アドバイザーの派遣を受けた協議会又は準備会、地域団体は、那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業アドバイザー派遣実績報告書(第15号様式)を市長に提出するものとする。

(様式)

第24条 別表の右欄にある根拠条項に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の左欄に掲げる様式によるものとし、各様式は別に定める。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

別表

様式	文書名	根拠条項
第1号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）設立認	第4条

	定申請書	
第2号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）設立認定通知書	第6条
第3号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金交付申請書	第15条
第4号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金事業計画書	第15条
第5号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金事業予算書	第15条
第6号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金交付決定通知書	第16条
第7号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金概算交付申請書	第17条
第8号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）認定廃止届	第7条
第9号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業遂行状況報告書	第18条
第10号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金実績報告書	第19条
第11号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）支援事業補助金確定通知書	第20・21条
第12号様式	那覇市校区まちづくり（協議会・準備会）認定取消し通知書	第8・22条
第13号様式	那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業アドバイザー派遣申請書	第23条
第14号様式	那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業アドバイザー派遣決定通知書	第23条
第15号様式	那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業アドバイザー派遣実績報告書	第23条